

株式会社全銀電子債権ネットワーク
業務規程改正のご案内

株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程
を以下の通り改正いたしましたのでご案内い
たします。

(下線の箇所が改正となっております。)

令和5年1月10日

改正後

(当会社が取り扱う電子記録)
第21条 当会社は、次に掲げる電子記録をする。
一 発生記録
二 譲渡記録
三 支払等記録
四 変更記録
五 保証記録
六 分割記録
七 信託の電子記録
八 強制執行等の記録
九 特定記録機関変更記録
(第2項から第3項まで略)

(債務者から双方請求をする場合の取扱い)
第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする
場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電
子記録権利者の請求をしなければならない。
一 発生記録
二 譲渡記録
三 譲渡保証記録
2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して
5銀行営業日を経過する日(電子記録の日から起算して当該電子記録がされ
ることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行
営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)まで、当会社
に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。
この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当
該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければなら
ない。
(第3項から第6項まで略)

(分割記録)
第36条 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される利用者に
限りすることができる。
(第2項から第3項まで略)
4 利用者は、次に掲げる分割記録の請求をすることができない。
一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする分割記録
二 その他業務規程細則で定める分割記録
(第5項から第6項まで略)

附則(西暦2023年1月10日改正)

(施行期日)
第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。

改正前

(当会社が取り扱う電子記録)
第21条 当会社は次に掲げる電子記録をする。
一 発生記録
二 譲渡記録
三 支払等記録
四 変更記録
五 保証記録
六 分割記録
七 信託の電子記録
八 強制執行等の記録
九 特定記録機関変更記録
(第2項から第3項まで略)

(債務者から双方請求をする場合の取扱い)
第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする
場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電
子記録権利者の請求をしなければならない。
一 発生記録
二 譲渡記録
三 譲渡保証記録
2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して
5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨
の変更記録の請求をすることができる。

この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当
該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければなら
ない。
(第3項から第6項まで略)

(分割記録)
第36条 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される利用者に
限りすることができる。
(第2項から第3項まで略)
4 利用者は、次に掲げる事項を内容とする分割記録の請求をすることができ
ない。
一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする旨
二 その他業務規程細則で定める事項
(第5項から第6項まで略)

附則(西暦2019年7月8日改正)

(施行期日)
第1条 この規程は、西暦2019年7月8日から施行する。